

職員の懲戒処分について

矢吹町職員の懲戒処分を次のとおり行いましたのでお知らせします。

1 被処分者

一般職員（50代男性）

2 処分内容

減給1月（10分の1）

3 管理監督責任

管理職（50代男性） 訓告

管理職（50代男性） 訓告

4 処分年月日

令和4年9月30日

5 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号（地方公務員法、服務について定めた町の条例、規則その他の規定に違反した場合）及び第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）の規定に基づくもの。

6 事案の概要

被処分者は、令和4年度に発注した3件（計2,326,500円）工事代金の未払いを行い、信用失墜行為の事実が認められたことによるもの。

また、その上司等が管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたことによるもの。

なお、未払い先の相手方には、謝罪し、支払いは完了しております。